## 農地転用許可申請(第4条・5条)の添付書類について(4ha 以下の申請に限る)

区分	書 類 名	部数	発行場所等	備考	確認
申請者適	定款若しくは寄付行為の 写し又は、法人の登記事 項証明書	1	該当法人・法務局	申請者が法人の場合	न्यों विकास
格確認書	所有者であることを証す る書面		本籍地の市町村	申請者が全部事項証明書に記載された所有名義と異なる場合 (例) 相続が未登記の場合→戸籍謄本等 (例) 住所変更の場合→前住所記載の住民票、戸籍の附票等	
申 請 土	土地の登記事項証明書	1	法務局	全部事項証明に限る	
地及周	位置図 (1/10,000~1/50,000)	1	申請者	役場、駅、そのた最寄の公共施設から申請地までの直線距離 を表示する	
辺状況	付近状況図	1	申請者	申請地を中心とした半径 500m 範囲内の住宅化状況等表示する(国・県道の路線名等を表示する)	
確認書類	申請に係る土地の地番を 表示する図面(公図の写 し等 1/500)	1	申請者	申請地及びその周囲の土地の地番・地目を表示する ※証明印等があるものには直接記入しないこと	
申請目的	建物施設配置図(土地利 用計画図) 及び建物図 面等(平面図) (1/500~1/2,000 程度)	1	建築士等または申 請者	建設しようとする建物または施設の面積、位置を表示する図面で用排水配計画を附記したもの(駐車場・資材置場等の場合は、寸法、資材名等を明記)	
実現の確実	転用行為を行うのに必要 な資力等を確認する書面	1	金融機関等	預金残高証明書・融資証明書・議決予算書等の照明資料・預金通帳の写し(許可を申請する者のものに限る。3ヶ月以内の記帳) ※事業費以上の金額。資金を要しない場合は不要	
性・計	土地改良区同意	1	土地改良区	申請地が土地改良区の区域内にある場合 甘楽多野用水土地改良区 Tm62-0226 鏑川土地改良区 Tm63-6393	
画面	書 水利権者・その他関 等 係権利者	1	水利組合等	同意を要する場合(排水、その他水利組合等の利害に関係する 場合)	
積の確し	耕作者	1	耕作者等	申請に係る農地につき、地上権、永小作権、質権、又は賃借 権等の転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合	
認書類	関連する許認可等があったことを証する書面の写し	1	許認可権限者	当該事業に関連して法令の定めるところにより許認可等を要する場合において、これを了しているときはその旨を証する 書面の写し(農用地区域の除外、町・県開発協議)	
委任状		1	申請者	行政書士等に申請事務を委任した場合。(署名または記名・押 印)	
.,,,,,	計(譲受人のみ)	1	申請者	行政書士等に申請を委任した内容が相違ないか確認	
その他	夏元計画書 也参考となるべき書類 【数欄の太字色掛けは必須書	1	申請者	一時転用の場合は必須 工事行程表等(長期計画の場合等)、住民票(※マイナンバーの記載のないもの)等、農業委員会が認めたもの	

<sup>※</sup> 部数欄の太字色掛けは必須書類です。

- ※ <u>申請書受付期間は、毎月10日が期限です</u>。(休日の場合は翌日) 申請等の相談(電話可)は、随時行っています。なお、不在の場合もありますので連絡をしてお出かけ願います。
- ◎許可申請後の事務の流れ・・・許可までの標準処理期間5~6週間
  - ① <u>当月10日申請書〆切</u>→→ ②同月20日頃現地等確認調査→→ ③<u>同月25日農業委員会総会</u>→→ ④翌月上旬県へ開発許可等の協議・回答→→ ⑤許可書等を作成→→ ⑥<u>翌月15日頃申請者へ連絡、許</u>可書交付

※3,000 ㎡超の案件などは(一社)群馬県農業会議にて意見聴取がありますので、許可書交付日が月末頃になります。

甘楽町農業委員会事務局(0274-74-3131 内線 410、412)

◎転用許可後の流れ

①指令書(許可証)受領 →→ ②事業実施(住宅建設など)→→ ③進捗状況・事業完了報告→→ ④地目変更登記(田・畑を宅地等に変更)→→ ⑤法務局から町へ通知 →→ ⑥農地台帳を変更。

○指令書(農地転用許可書) について

指令書(許可書)は、申請人にそれぞれ(5条の場合)発行します。この<u>指令書は、法務局へ登記申請する</u>場合に必要となり、とても重要なものです。

○地目変更登記について

法務局の地目変更の登記をしない場合、対外的に誤解を生むことがありますので、<u>事業完了後は、地目変更</u>登記を必ずしてください。

○事業進捗・完了報告について

農地転用完了後は<u>必ず完了報告書</u>を提出してください。 また、3ヶ月後及びその1年毎に事業進捗報告書を提出してください。(写真必須)

- ◎太陽光発電事業について
  - 経済産業省の事業計画認定通知書を必ず添付してください。
  - ・ソーラーパネルの発電量などがわかる書類を添付してください。(カタログの写し等)
  - ・土地利用計画図にフェンスや標識の設置を図示してください。